



ふじみ野市 入学準備金・奨学金利子補給制度

高等学校・大学等に入学、在学、卒業された方及びその方と同一世帯の方で、日本政策金融公庫・日本学生支援機構から入学準備金・奨学金（入学及び修学に要する教育資金）を借り入れた方に対し、市がその返済利子の一部または全部を交付します。

問合せ先：ふじみ野市教育委員会 教育総務課 総務係
〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1
電話 049-220-2080

対象となる融資

◆日本政策金融公庫：教育一般貸付（国の教育ローン）

【対象となる教育施設：高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、大学、大学院、短期大学、専修学校、各種学校、その他職業能力開発校などの教育施設】

問合せ先：日本政策金融公庫 川越支店

〒350-1123 川越市脇田本町14番1 日本生命ビル5階 電話：049-246-3211

◆日本学生支援機構：貸与奨学金（第二種奨学金（有利子））

【対象となる教育施設：高等専門学校、大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）】

奨学金の申し込みについて、詳しくは在学中の教育施設へお問い合わせください。

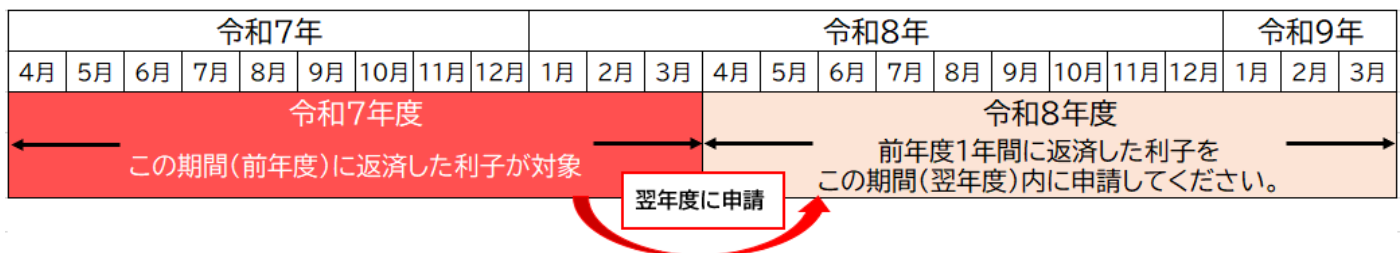
制度の概要

前年度の4月1日から翌年3月31日までに返済した利子のうち、学生1人（※1）につき年額1万円を限度として利子補給を行います。なお、初回申請を含め連続する6年度分、総額5万円が上限です。

例：令和7年4月1日から令和8年3月31日までに返済した利子について、

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に申請していただきます。

令和8年度に申請した場合、令和13年度までの間、総額が5万円に達するまでは申請いただけます。



毎年度、申請が必要となります。

なお、前年度より前に返済した利子については、利子補給の対象外です。

※1 生徒・学生本人が日本学生支援機構から借入れをしていて、同一世帯の方もその生徒・学生のために日本政策金融公庫から借入れをしている場合は、合計して年額1万円、総額5万円が上限となります。

日本政策金融公庫からの借入の場合

【申請対象者（以下の要件すべてに該当する方）】

1. 日本政策金融公庫から教育に係る資金を借り入れており、申請の前年度に利子を返済していること
2. 初回申請から初回交付決定時まで、申請者と対象の生徒・学生が同一世帯であること
3. 申請者が、申請の前年度の4月1日から申請時点まで引き続きふじみ野市の住民基本台帳に記録されていること
4. 世帯全員が市民税その他市税を滞納していないこと
5. 対象の生徒・学生が平成30年4月1日以降に入学していること

【申請に必要なもの】

1. 入学準備金・奨学金利子補給交付申請書兼請求書
2. 申請者の口座がわかるもの（通帳の写し等）
3. 在学または卒業を証明する書類の写し
4. 日本政策金融公庫が発行する「契約内容お客様控え（借用証書部分）」の写し
5. 前年度（4月1日から翌年3月31日まで）に返済した分の「お支払い済額明細書」

日本公庫ダイレクトの証明書オンライン発行サービスから取得してください。

<https://direct.jfc.go.jp/>（右のQRコードからもアクセスできます。）

上記アドレスより、会員登録のうえお取引先さま専用サービスの利用申請を行ってください。

後日、ログイン用パスワード等が郵送され、サイト上から明細書の発行を行うことができます。

詳しくは日本公庫ダイレクトのホームページをご確認ください。



日本学生支援機構からの借入の場合

【申請対象者（以下の要件すべてに該当する方）】

1. 日本学生支援機構から教育に係る資金を借り入れており、申請の前年度に利子を返済している生徒・学生本人であること
2. 申請者が、申請の前年度の4月1日から申請時点まで引き続きふじみ野市の住民基本台帳に記録されていること
3. 世帯全員が市民税その他市税を滞納していないこと
4. 対象の生徒・学生が平成30年4月1日以降に入学していること

【申請に必要なもの】

1. 入学準備金・奨学金利子補給交付申請書兼請求書
2. 申請者の口座がわかるもの（通帳の写し等）
3. 卒業を証明する書類の写し
4. 前年度（4月1日から翌年3月31日まで）に返済した分の「入金一覧表」
日本学生支援機構奨学金相談センターに電話連絡のうえ、取得してください。
電話：0570-666-301
音声ガイダンスに従って、現在奨学金を受けている方からのお問い合わせ「5」を選択し、オペレーターに「郵送による入金一覧表の発行を希望」とお伝えください。